

関係府省提出資料

通番	ヒアリング事項	府省名	ページ
23	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく再生可能エネルギー発電の認定権限等の都道府県への移譲（2件）	経済産業省	—
53	旅館業等の許可等に係る暴力団排除のための不許可事由の見直し（3件）	経済産業省 資源エネルギー庁	1～3
		経済産業省	4～6
		厚生労働省	—
27	二級河川整備基本方針等に係る国の同意協議の廃止（3件）	国土交通省	7～12
30	公営住宅に係る規制緩和（3件）	国土交通省	13～17
58	公営住宅建替事業の施行要件の緩和（1件）	国土交通省	
50	県費負担教職員の人事権等の中核市等への移譲（7件）	文部科学省	18～21
14	医療用麻薬に係る小売業者間の譲渡に係る許可権限等の都道府県への移譲及び規制緩和（7件）	厚生労働省	22～31

採石法について

◎ 採石法は、「採石権の制度を創設し、岩石の採取の事業についてその事業を行う者の登録、岩石の採取計画の認可その他の規制等を行い、岩石の採取に伴う災害を防止し、岩石の採取の事業の健全な発達を図ることによって公共の福祉の増進に寄与すること」を目的として、採石業者の登録制度等を規定している(昭和25年制定)。

【採石法の概要】

1. 採石権 (第4条等)

・他人の土地において岩石を採取することを内容とする権利(物権)を創設

2. 採石業者の登録制度 (第32条等)

- ① 採石業を行おうとする者に対する都道府県知事による登録制度を規定
- ② 以下の場合には都道府県知事は登録を拒否しなければならない
 - i. 採石法違反により罰金以上の刑に処せられた者
 - ii. 過去二年以内に採石業登録の取消しを受けた者
 - iii. 採石業者の事務所ごとに業務管理者を置いていない者 等

3. 採取計画の認可制度 (第33条等)

- ① 採石業者が岩石の採取を行おうとする場合の都道府県知事等による採取計画の認可制度を規定
- ② 認可の基準
 - 岩石の採取が他人に危害を及ぼす等公共の福祉に反すると認めるときは、都道府県知事等は認可をしてはならない

4. 採石業者に対する監督・命令 (第33条の9等)

・災害防止上必要と認めるときは、都道府県知事等は採石業者に対し必要な措置を命じることができる 等

義務付け・枠付け見直し(第4次見直し)に係る提案事項等について
(平成25年3月)

【提案等の概要】

- 現行法の登録及び取消し基準は限定的であり、地域の実情に応じ法の目的を阻害する要因を排除することができない。このため、必要な基準を条例で付加することができるようにすべき。(全国知事会)



【経済産業省からの回答】

- 現行法の登録拒否条項及び取消し条項に都道府県が定める条例を付加することは法制度上できない。

平成26年の提案募集方式における地方からの提案

【提案等の概要】

- 採石法に基づく業者から暴力団を排除できるよう、条例委任又は法改正による暴力団排除条項の追加を行うこと。(九州地方知事会)



【経済産業省からの回答】

- 提案の実現に向けて対応を検討
 - ・提案事項の重要性については十分理解している。
 - ・一方で、提案事項の実現に向けては、法制面での課題等について関係部局とも十分に検証を行う必要があるため、それを踏まえて具体的な措置内容を検討していくこととする。

砂利採取法について

◎ 砂利採取法は、「砂利採取業について、その事業を行なう者の登録、砂利の採取計画の認可その他の規制を行なうこと等により、砂利の採取に伴う災害を防止し、あわせて砂利採取業の健全な発達に資すること」を目的として、砂利採取業者の登録制度等を規定している(昭和43年制定)。

【砂利採取法の概要】

1. 砂利採取業者の登録制度 (第3条等)

- ① 砂利採取業を行おうとする者に対する都道府県知事による登録制度を規定
- ② 以下の場合には都道府県知事は登録を拒否しなければならない
 - i. 砂利採取法違反により罰金以上の刑に処せられた者
 - ii. 過去二年以内に砂利採取業登録の取消しを受けた者
 - iii. 砂利採取業者の事務所ごとに業務管理者を置いていない者 等

2. 砂利採取計画の認可制度 (第16条等)

- ① 砂利採取業者が砂利の採取を行おうとする場合の都道府県知事等による採取計画の認可制度を規定
- ② 認可の基準
 - 砂利の採取が他人に危害を及ぼす等公共の福祉に反すると認めるときは、都道府県知事等は認可をしてはならない

3. 砂利採取業者に対する監督・命令 (第23条等)

- 一 災害防止上必要と認めるときは、都道府県知事等は砂利採取業者に対し必要な措置を命じることができる等

義務付け・枠付け見直し(第4次見直し)に係る提案事項等について
(平成25年3月)

【提案等の概要】

- 現行法の登録及び取消し基準は限定的であり、地域の実情に応じ法の目的を阻害する要因を排除することができない。このため、必要な基準を条例で追加することができるようにすべき。(全国知事会)



【経済産業省からの回答】

- 現行法の登録拒否条項及び取消し条項に都道府県が定める条例を追加することは法制度上できない。

平成26年の提案募集方式における地方からの提案

【提案等の概要】

○砂利採取法に基づく業者から暴力団を排除できるよう、条例委任又は法改正による暴力団排除条項の追加を行うこと。(九州地方知事会)



【経済産業省からの回答】

- 提案の実現に向けて対応を検討
- ・提案事項の重要性については十分理解している。
 - ・一方で、提案事項の実現に向けては、法制面での課題等について関係部局とも十分に検証を行う必要があるため、それを踏まえて具体的な措置内容を検討していくこととする。

二級河川整備基本方針等に 係る国の同意協議について

平成26年10月24日
国土交通省水管理・国土保全局

「二級河川の河川整備方針及び河川整備計画に関する国土交通大臣の同意・協議」の必要性について（補足説明）

自然公物である河川の治水、利水、環境の機能は相互に関連しており、河川の管理は、河川法に謳われているとおり、「洪水、津波、高潮等による災害が防止され、河川が適正に利用され、流水の正常な機能が維持され、及び河川環境の整備と保全がされるようにこれを総合的に管理する」ことが必要である。

河川は、水域と陸域が接する場であるとともに、流量や地形の変動が大きく、攪乱が激しいため、陸上とは異なる特徴的な生物の生息・生育・繁殖環境が形成されている。また、土地の高度利用の進展に伴い、流域の湿地環境が減少する中、河川区域には貴重な湿地環境が残っている。

生物の生息・生育・繁殖環境と河川の物理環境は関連性が高く、治水対策の実施により、生物にとって重要な物理環境である冠水頻度、流速、水深等が変化し、攪乱状況も変わり、生物の生息・生育・繁殖環境に影響を及ぼす。

例えば、高水敷を切り下げる河道改修を行うと、冠水頻度が変化し、河畔の植生に大きな影響を生じる恐れがあるので、複数の掘削形状の案を比較検討して、最適な計画を立案する必要がある。

このように、治水と環境を分離することは不可能であり、河川整備基本方針等の策定にあたっては、総合的に調和のとれた計画とすることが必要である。

また、河川環境の整備と保全を図ることは、絶滅危惧種や天然記念物等の重要な種を含む、我が国の生物の多様性を確保する上で重要である。

一方で、二級河川の河川整備方針等の策定にあたっては、地域単位の河川管理の経験では、河川環境に関する幅広い技術や経験が蓄積されにくいことから、国が自ら河川管理を実施していることによる経験や実績の積み重ねと、全国の河川環境の分析等を通じて得られる技術的知見をもとに、個別・具体の事案の協議及び審査を通じて助言することが必要である。

よって、河川整備基本方針等の策定にあたっては、治水、利水、環境を一体として、国土交通大臣の同意・協議が必要である。

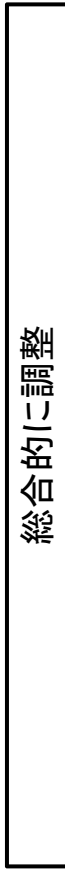
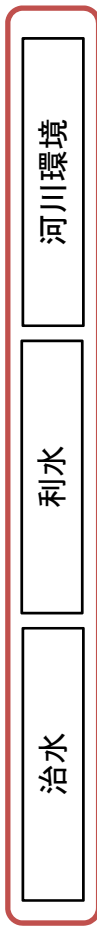
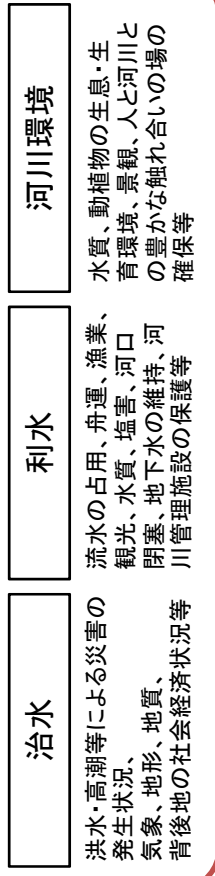
なお、地域性の高い水辺の公園的利用施設については、多くの場合、市町村等が河川敷地を占有して整備及び管理しており、一般的には、河川整備基本方針等に、これらの具体の施設計画等を記載することはしていない。

二級河川の河川整備基本方針、河川整備計画の立案フロー

治水、利水、環境の機能を分離することは不可能であり、河川整備基本方針等の策定にあたっては総合的に調和のとれた計画とすることが必要である。

■河川整備基本方針、河川整備計画の立案フロー

現状・課題の分析、目指すべき方向性等

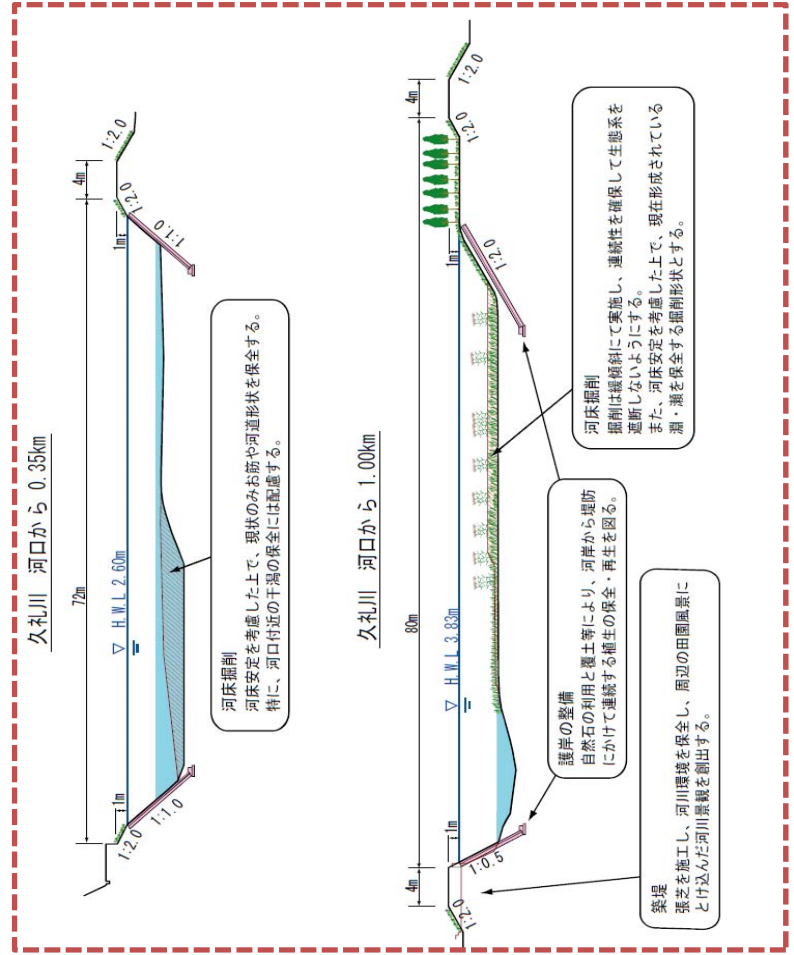


治水、利水、環境の調和を考慮



例えば、河川環境に関する現状・課題の分析、目指すべき方向性が適切でない場合には、治水対策の具体計画にも影響を及ぼすことになる

■河川整備計画への具体的な記載例(抜粋)

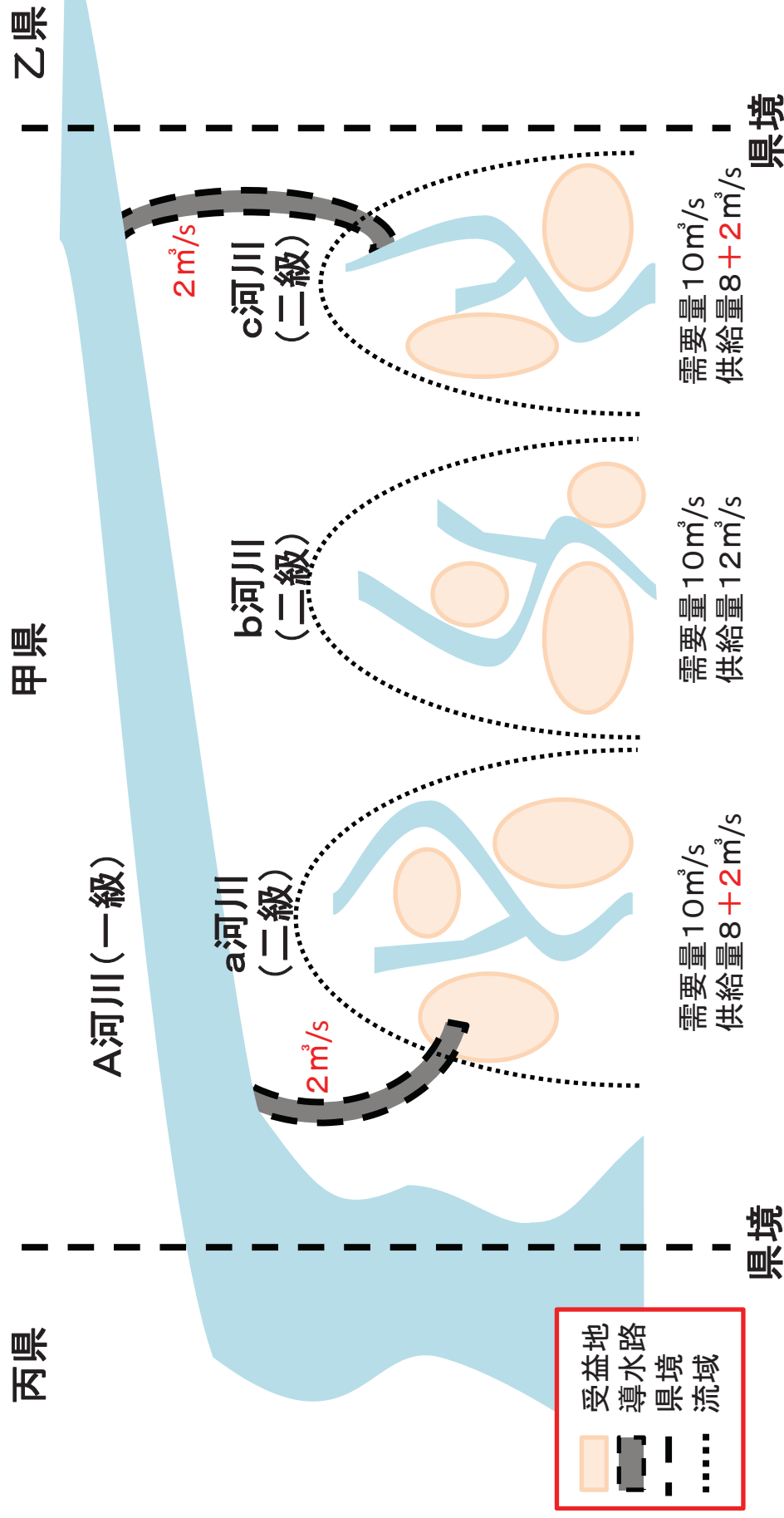


「二級河川の特定水利使用に関する国の同意」の必要性について

- 河川の流水は有限であり、流域内の自治体や住民だけのものではなく、国民全体の貴重な資産として、適切に配分し、最適な水利使用を図ることが重要である。
- 各県における水需要への対応は、一級河川と二級河川が相まって賅っているのが実状であり、一つの県内の需要には一級河川と二級河川が連携協力しなければ対応できないことから、一つの二級河川のみ切り離して論じることは意味をなさない。
- 例えば、一見、県内で完結し流域内で水需要が賅っている二級河川があったとしても、県内全体で見れば一級河川に依存し二級河川のみでは賅えていないのが実態であり、他県を含む他の流域に影響を与えている。
- 従って、他県の水利使用に影響を及ぼさない二級河川はそもそも存在せず、一級河川・二級河川を通じて最適な水利使用を実現するため、二級河川の特定水利使用について引き続き国の同意は必要である。
- また、地域の利害を代表している県と県の間で対立が起こった場合、一方の県の判断で決まることは不適切であり、広域的な観点に立ち客観的調整を行う仕組みは引き続き必要である。
- 第1次回答に対し提案団体からは、「特に意見はない。」とのことであり、同意手続の廃止は求められておらず、手続の迅速化については、今後も努めてまいりたい。

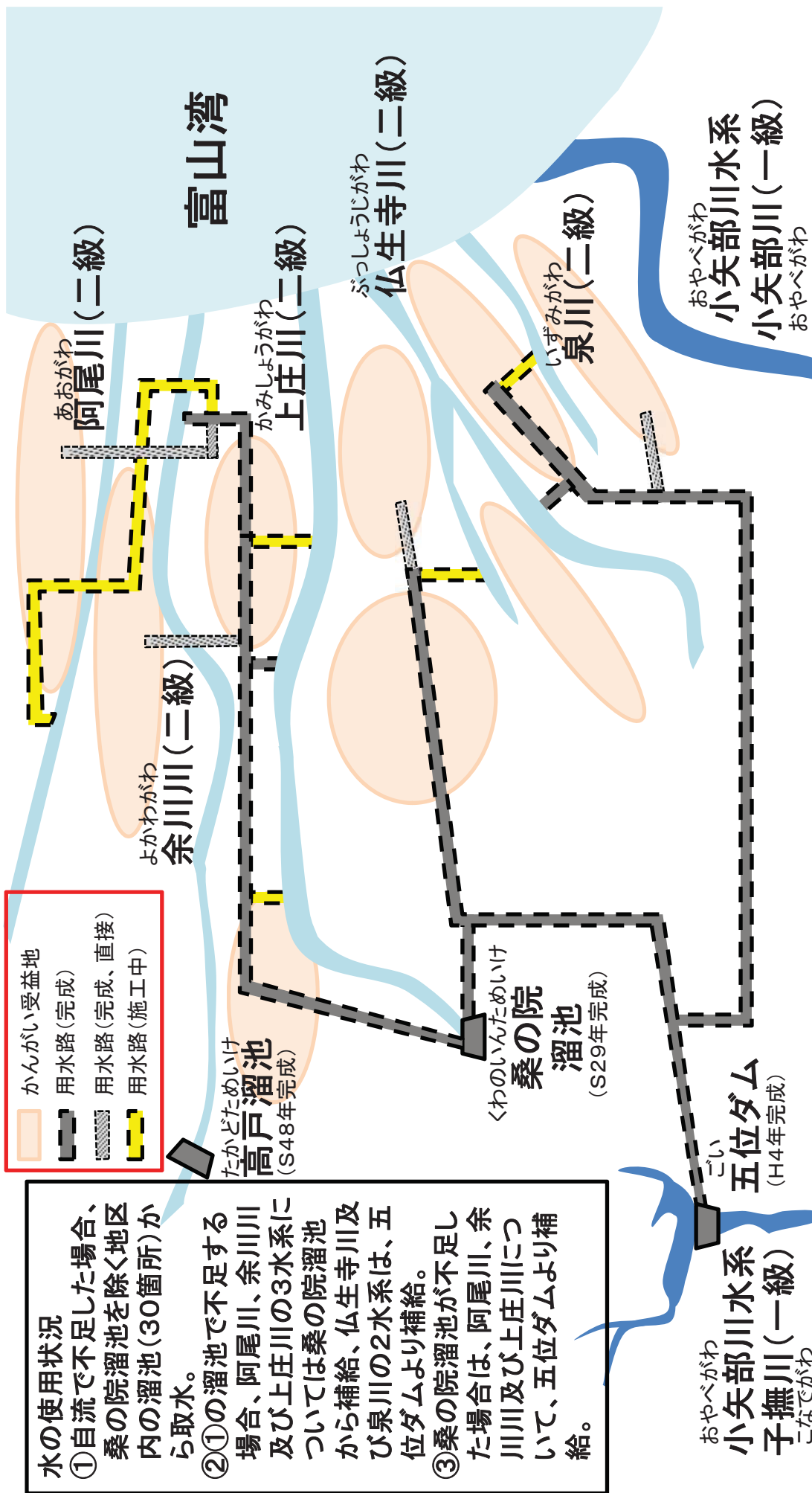
二級河川の水利使用が他の都道府県に与える影響

b河川は、流域が甲県内にとどまり、一見他の流域に影響がないように見えるが、需要量を超えて供給量の $12\text{ m}^3/\text{s}$ まで最大限利水させることは河川の水の適正な配分・利用とは言えない。他の県によるA河川からの利水を確保する観点から、b河川からa河川やc河川に補給すべきといえる。このように、一つの二級河川の流域だけを見ると、一見他の流域に影響がないように見えるが、県全体として見ると、他の県に影響を及ぼすものである。



一つの二級河川では足りず、他の二級河川や一級河川から補給している水利事例

富山県氷見市のかんがいにおいて、二級河川の流域に受益地があるにもかかわらず、一つの二級河川では必要な水量が確保できないことから、他の二級河川や一級河川に水源を求めるなど相互に影響が及んでいるため、広域的な観点で最適な水利使用を確保することが必要である。



公営住宅に係る規制緩和及び 公営住宅建替事業の施行要件の緩和について

国土交通省住宅局

公営住宅制度の概要

※ は第1次一括法による改正部分

公営住宅は、憲法第25条（生存権の保障）の趣旨にのっとり、公営住宅法に基づき、国と地方公共団体が協力して、住宅に困窮する低額所得者に対し、低廉な家賃で供給されるもの

【供給】

- 地方公共団体は、公営住宅を建設（又は民間住宅を買取り・借上げ）して管理
- 国は、整備費等を助成：全体工事費の概ね45%（建設、買取り）又は共用部分工事費の2/3の概ね45%（借上げ）を助成

【整備基準】

- 原則として、以下の基準（省令で規定）に従って整備
 - ・床面積19㎡以上
 - ・省エネ、バリアフリー対応であること
 - ・給排水、電気、便所等の設備があること
 - ・等

→ 条例委任

※ただし、参酌基準を省令で規定

【入居者資格】

○同居親族要件

原則として、同居している親族がある（高齢者、障害者等は除く）

→ 廃止

○入居収入基準

・原則として、月収15万8千円（収入分位25%）以下（政令で規定）

→ 基準金額を条例委任

※ただし、①参酌基準を政令で規定
②収入分位50%を上限

・ただし、高齢者等特に居住の安定を図る必要がある者（政令で規定）について、地方公共団体の裁量により月収21万4千円（収入分位40%）まで基準を引上げ可能

→ 対象範囲を条例委任

→ 基準金額の上限引上げ
(収入分位50%まで)

○住宅困窮要件

現に住宅に困窮していることが明らか

【入居制度】

○ 原則として、入居者を公募。

○ 特に居住の安定の確保が必要な者について、地方公共団体の判断により、入居者選考において優先的に取り扱うことが可能（優先入居）

○ 収入超過者

3年以上入居し、入居収入基準を超える収入のある者

→ 明渡努力義務が発生

○ 高額所得者

5年以上入居し、最近2年間月収31万3千円（収入分位60%）を超える収入のある者

→ 地方公共団体が明渡しを請求することが可能

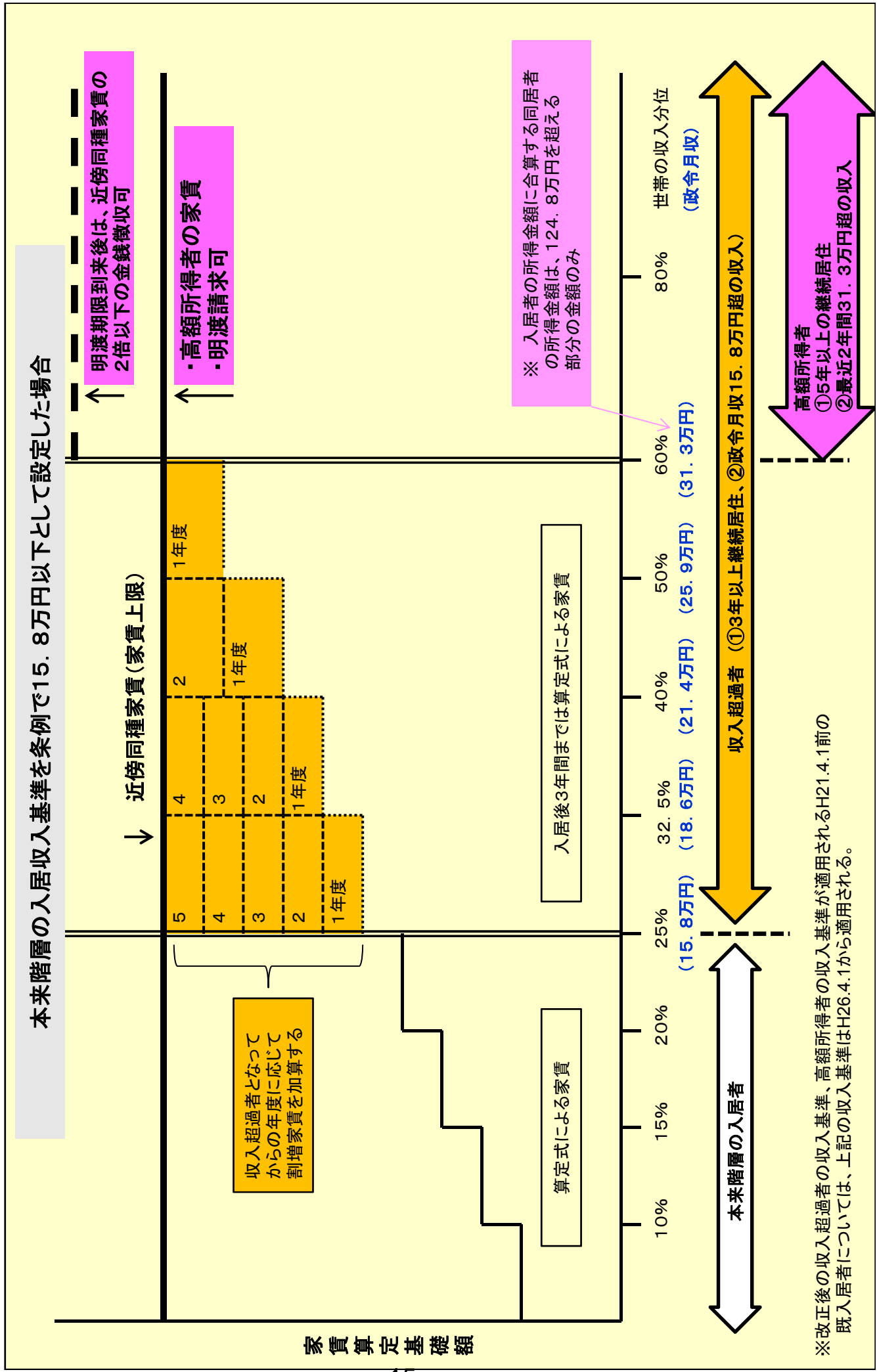
【家賃】

○ 入居者の家賃負担能力と個々の住宅からの便益に応じて補正する「応能応益制度」に基づき、地方公共団体が決定

○ 収入超過者の家賃は、収入超過度合いと収入超過者となつてからの期間に応じ、遅くとも5年目の家賃から近傍同種家賃（市場家賃に近い家賃）が適用

○ 高額所得者の家賃は、直ちに近傍同種家賃が適用

収入超過者・高額所得者の家賃等



※改正後の収入超過者の収入基準、高額所得者の収入基準が適用されるH21.4.1前の既入居者については、上記の収入基準はH26.4.1から適用される。

公営住宅制度上の控除一覧

(■ 塗りは公営住宅制度上、独自に措置する控除制度)

控除名	対象者	控除額
同居者控除 ※1 ※2	①同居者 ②所得税法上の控除対象配偶者で入居者・同居者以外のもの ③扶養親族で入居者・同居者以外のもの	38万円
老人控除対象配偶者控除	所得税法上の控除対象配偶者のうち、70歳以上のもの	10万円
老人扶養親族控除	所得税法上の扶養親族(配偶者除く。)のうち、70歳以上のもの	10万円
(特定)扶養親族控除 ※3	所得税法上の扶養親族(配偶者除く。)のうち、16歳以上23歳未満のもの	25万円
障害者控除	入居者・同居者控除の対象者(特別障害者控除の対象者を除く。)に以下の障害者がある場合 ①児童相談所・知的障害者更生相談所・精神保健福祉センター・精神保健指定医の判定により軽度・中度の知的障害者とされた者 ②2級、3級の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者 ③3級～6級の身体障害者手帳の交付を受けている者 ④戦傷病者手帳の交付を受けている者 ⑤65歳以上の者で、障害の程度が①③に準ずるものとして市町村長等認定を受けたもの	27万円
特別障害者控除	入居者・同居者控除の対象者に以下の障害者がある場合 ①事理弁識能力を欠く常況にある者 ②児童相談所・知的障害者更生相談所・精神保健福祉センター・精神保健指定医の判定により重度の知的障害者とされたもの ③1級の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者 ④1級、2級の身体障害者手帳の交付を受けている者 ⑤戦傷病者手帳の交付を受けている者のうち、特別項症から第3項症までのもの ⑥原子爆弾被爆者のうち厚生労働大臣の認定を受けている者 ⑦常に就床を要し、複雑な介護を要する者 ⑧65歳以上の者で、障害の程度が①②④に準ずるものとして市町村長等認定を受けた者	40万円
寡婦控除	所得税法上の「寡婦」(納税者本人である場合) ①夫と死別・離婚した後婚姻していない者・夫の生死の明らかでない者で、扶養親族・生計を一にする子(他者の控除対象配偶者・扶養親族とされている者、その年分の合計所得金額の見込額が38万円を超える者を除く。)があるもの ②夫と死別した者・夫の生死が明らかでない者のうち、合計所得金額が500万円以下のもの	27万円
寡夫控除	所得税法上の「寡夫」(納税者本人である場合) 妻と死別・離婚した後婚姻していない者・妻の生死が明らかでない者のうち、生計を一にする子(他者の控除対象配偶者・扶養親族とされている者、その年分の合計所得金額の見込額が38万円を超える者を除く。)がある者で、合計所得金額が500万円以下のもの	27万円

※1 控除対象配偶者、扶養親族以外の同居者も対象。

※2 0～15歳の扶養親族も対象。

※3 16～18歳の扶養親族も対象。

【目的外使用】

公営住宅法に定められた入居資格がない者に対しては、その「用途又は目的を妨げない」(地方自治法第238条の4第7項)場合、大臣承認(補助金適正化法第22条)を得れば、目的外使用(使用許可)させることができる。なお、予め一定の類型については、法令や通知により、大臣承認を得ることができている。

【目的外使用の対象】

○法令で明示しているもの

- ・虐待を受けた児童等
(児童福祉法に規定する小規模住居型児童養育事業又は児童自立生活援助事業)
- ・高齢者(老人福祉法に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業)
- ・精神障害者、知的障害者、身体障害者
(障害者自立支援法に規定する共同生活介護又は共同生活援助を行う事業)
- ・ホームレス(自立支援事業により就業したもの)

等

1. 県費負担教職員の人事権移譲に関する検討の経緯

平成17年10月 中教審答申「新しい時代の義務教育を創造する」

当面、中核市をはじめとする一定の自治体に人事権を移譲し、その状況や市町村合併の進展等を踏まえつつ、その他の市区町村への人事権移譲について検討することが適当である。

また、人事権の移譲に伴い、都市部と離島・山間部等が採用や異動において協力し、広域で一定水準の人材が確保されるような仕組みを新たに設けることが不可欠である。

平成17年11月～18年12月 関係者の意見交換(計8回)

- ・移譲に賛成：中核市・特別区・指定都市・市
- ・移譲に反対：都道府県・町村・へき地関係

平成19年3月 中教審答申「教育基本法の改正を受けて緊急に必要とされる教育制度の改正について」

依然として関係者間での意見の隔たりが大きく、全ての市町村において一定水準の人材確保を図る上で支障を生ずる懸念が大きい。

同一市町村内における転任については、市町村教育委員会の意向に基づいて都道府県教育委員会が行うこととし、人事権全体の移譲については、引き続き検討していく必要がある。

平成19年6月 改正地教行法成立、公布(施行は平成20年4月)

同一市町村内における転任については、市町村教育委員会の内申に基づき行う。

平成20年5月～ 県費負担教職員の人事権の在り方に関する協議会(文部科学省主宰)

平成19年の中教審答申を踏まえ、関係者間の意見交換を行う。

全8回 ※会議の取りまとめなし。

(構成員)

- ・全国都道府県教育長協議会・全国市町村教育委員会連合会・全国都市教育長協議会・全国町村教育長会・指定都市教育委員、教育長協議会・中核市教育長会・特別区教育長会・全国へき地教育研究連盟の各代表
- ・放送大学教授・筑波大学大学院教授
- ・文部科学省(大臣官房審議官・初等中等教育局初等中等教育企画課長・同財務課長)

平成20年6月 地方分権改革推進要綱(第1次)

都道府県から中核市に人事権を移譲するとともに、給与については、政令指定都市と中核市が負担することで検討し、小規模市町村を含めた関係者の理解を得て、計画の策定までに結論を得る。(平成21年度中できるだけ速やかに)

平成22年4月 大阪府知事からの照会（文部科学副大臣回答）

【県費負担教職員の任命権】

- 教職員の適正配置と人事交流の円滑化により、教育水準の維持向上を図るといふ県費負担教職員制度の趣旨・目的が損なわれることのない範囲において、事務処理特例制度を活用し、市町村が処理することは可能。
- この解釈を踏まえ、大阪府では事務処理特例制度を活用し、平成24年4月から、豊能地区の3市2町で教員人事に関する事務が行われている。

平成22年6月 地域主権戦略大綱（閣議決定）

3 広域での人事調整の仕組みにも配慮した上で、都道府県から中核市に権限を移譲する方向で検討を行い、小規模市町村を含めた関係者の理解を得て、平成23年度以降、結論が得られたものから順次実施するもの

[文部科学省]

- 市町村立学校職員の給与等の負担、教職員定数の決定、県費負担教職員の任命権、学級編制基準の決定（市町村立学校職員給与負担法（昭23法135）、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭31法162）、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭33法116））
- * 県費負担教職員の任命権については、条例による事務処理特例制度（地方教育行政の組織及び運営に関する法律55条1項）による移譲が可能である旨を明らかにしたところである。

平成25年3月 義務付け・枠付けの第4次見直しについて（閣議決定）

中核市に係る県費負担教職員の給与等の負担（市町村立学校職員給与負担法1条）、都道府県教育委員会の県費負担教職員の任命権（地方教育行政の組織及び運営に関する法律37条1項）、県費負担教職員に係る定数の決定（地方教育行政の組織及び運営に関する法律41条1項、2項）及び学級編制基準の決定（公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律3条2項）については、教育行政の在り方についての検討状況や、県費負担教職員の任命権に係る条例による事務処理特例制度（地方教育行政の組織及び運営に関する法律55条1項）の運用状況を踏まえつつ、広域での人事調整の仕組みにも配慮した上で、中核市に権限を移譲する方向で検討を行い、小規模市町村を含めた関係者の理解を得て、平成25年度以降、結論が得られたものから順次実施する。

平成25年4月 教育再生実行会議 教育委員会制度等の改革について（第二次提言）

- 国は、県費負担教職員の人事権について、小規模市町村を含む一定規模の区域や都道府県において人事交流の調整を行うようにする仕組みを構築することを前提とした上で、小規模市町村等の理解を得て、市町村に委譲することを検討する。

2. 教育行政における国、都道府県、市町村の役割分担と各々の関係の在り方について

(2) 県費負担教職員の人事権・給与負担の在り方について

- 県費負担教職員の人事権については、引き続き、小規模市町村を含む一定規模の区域や都道府県において人事交流の調整を行うようにする仕組みを構築することを前提とした上で、小規模市町村等の理解を得て、中核市をはじめとする市町村に移譲することを検討する。

① 県費負担教職員の人事権の市町村への移譲及び人事交流の調整の仕組みについて

- ・ 県費負担教職員の人事権の市町村への移譲については、平成17年10月の中央教育審議会答申「新しい時代の義務教育を創造する」（以下、「平成17年中央教育審議会答申」という。）において、「当面、中核市をはじめとする一定の自治体に人事権を移譲し、その状況や市町村合併の進展等を踏まえつつ、その他の市区町村への人事権移譲について検討することが適当である。また、人事権の移譲に伴い、都市部と離島・山間部等が採用や異動において協力し、広域で一定水準の人材が確保されるような仕組みを新たに設けることが不可欠である。」とされているところであり、引き続き検討課題となっている。
- ・ この制度については、平成17年中央教育審議会答申を踏まえ、中核市等の一定規模の市などが、地域の実情に応じた教育の展開、地域に根ざした人材の育成という観点から、指定都市と同様の人事権を、早期に移譲することを求めている。特に、教職員の研修を義務付けられている中核市からは、研修した教職員が都道府県の人事異動で市外へ異動させられるという不都合が生じることから、人事権の移譲を求める声が大い。
- ・ こうした人事権の問題については、都道府県に人事権があることにより、教職員を育成すべき市町村の当事者意識が薄らぐという意見や、人事権を移譲し、市町村で教職員を採用することにより、責任と権限を一致させるべきであるなどの意見があった。
- ・ 一方で、離島・中山間地域では管理職の不足など広域人事が必要となる状況があり、町村単独で人事を行うことは困難であるという意見、小規模の自治体で採用試験の業務は困難ではないかという意見、人事異動は教職員の一歩の研修の機会であるため、人事異動はできるだけ広域性が必要であるなどの意見があった。
- ・ なお、人事権移譲の前提となる広域での調整の仕組みについては、いくつかの市町村でグループを作り、グループ間の交流については都道府県が調整するという方法があるという意見がある一方で、広域での調整の仕組みは簡単なものではないという意見があった。
- ・ このように、県費負担教職員の人事権については、様々な意見があることを踏まえ、引き続き、小規模市町村を含む一定規模の区域や都道府県において人事交流の調整を行うようにする仕組みを構築することを前提とした上で、小規模市町村等の理解を得て、中核市をはじめとする市町村に移譲することを検討する。
- ・ 現在、大阪府の豊能地区（豊中市、池田市、箕面市、豊能町、能勢町）では、地教行法第55条の事務処理特例制度を活用して、大阪府から人事権を移譲され、運用を開始したところである。各都道府県、各地域によって人事異動の状況は大きく異なり、このような取組がどこでも実施できるわけではないが、当面の方策として、都道府県及び関係市町村の間で人事権移譲に合意が得られる地域においては、この事務処理特例制度を活用して市町村への人事権移譲を進めていくことが適当である。

2. 県費負担教職員の人事権移譲に関する関係者の意見

(1) 移譲に積極的な意見

中核市教育長会

平成27年度文教に関する国の施策および予算に関する要望（平成26年8月）（抄）

（最重点項目）中核市及び一定規模をもつ広域圏への県費負担教職員の人事権の早期移譲

全国都市教育長協議会

平成27年度文教に関する国の施策並びに予算についての陳情（平成26年7月）（抄）

（要望事項）県費負担教職員の人事権を中核市に移譲するための法整備

(2) 移譲に慎重な意見

全国都道府県教育委員長協議会、全国都道府県教育長協議会

平成27年度国の施策並びに予算に関する要望（平成26年7月）（抄）

3 市区町村への権限移譲に係る留意点

県費負担教職員の人事権の移譲と給与負担については、中教審答申「今後の地方教育行政のあり方について」（平成25年12月13日）において、「人事権については、引き続き、小規模市町村を含む一定規模の区域や都道府県において人事交流の調整を行うようにする仕組みを構築することを前提とした上で、小規模市町村等の理解を得て、中核市をはじめとする市町村に移譲することを検討する。」とされたところであるが、今後とも、各都道府県内において一定の教育水準と教育環境を確保する観点から、適切に検討を進めること。

なお、検討に当たっては、今後も小規模市町村や離島・山間部等に対する一定の教育水準の確保や教育上特別な配慮を必要とする学校への対応にも留意すること。

全国町村教育長会

平成27年度文教予算編成及び立法措置に関する要望書（平成26年7月11日）（抄）

（最重点要望）5 県費負担教職員人事権の現行制度の堅持

教職員の人事権に関しては、全国一律の義務教育水準の確保という観点から、人事の膠着化、教員の格差が生じないように、現行制度を堅持していただきたい。

地方分権改革有識者会議提案募集検討専門部会
厚生労働省提出資料

厚生労働省医薬食品局
平成26年10月24日(金)

ご提案に対する厚生労働省の考え方①

ご提案の内容

麻薬小売業者間の譲渡に係る許可権限を都道府県に移譲（福井県、熊本県、佐賀県、大分県、等）

- ・麻薬小売業者免許に係る権限を持つ都道府県で、許可も与えることで、申請者の利便性を高める。
- ・県外にある地方厚生局に向向くことが負担。

専門部会における主な再検討の視点

- ・都道府県に在宅緩和ケア推進において重要な役割を期待するのであれば、事務の効率性からも権限移譲は妥当。

当省の考え方

提案の実現にむけて対応を検討

○どのような区域で麻薬小売業者間の譲渡を許可するかどうかについては、基本的には県の判断にゆだねるべきものであることから、ガイドライン等を示した上で、都道府県に権限を移譲することを検討したい。

○なお、在宅緩和ケアを推進するにあたっての支障については、専門的な医療従事者の育成が不十分であること等が原因であり、本許可権限そのものが在宅緩和ケアの支障になっていないとは考えていない。

ご提案に対する厚生労働省の考え方②

ご提案の内容

譲渡許可要件の緩和(京都府、兵庫県)

- ・現在、在庫不足により麻薬処方せんの調剤ができないときに限り譲渡可となっているところ、処方せんの有無に関わらず、常時やり取りできるように変更。

提案団体からの意見

- ・現状の制度の問題点は、同一患者に対し新規処方分しか譲渡・譲受が認められないため、次回の処方のため卸売業から購入した場合でも、患者の病状の変化が早く購入した麻薬が不動態となりやすい点。

専門部会における主な再検討の視点

- ・平成19年度制度導入以降、都道府県間で許可取得件数にばらつきがある現状に対して、制度の運用状況の検証は行っているか。

当省の考え方

現行規定により対応可能

- 都道府県間で麻薬小売業者間譲渡許可件数にばらつきがあるが、そもそも大都市、地方都市によって麻薬小売業者数にばらつきがあるためである。現在のところ、麻薬小売業者間譲渡許可数や同許可を受けられる局数は、医療用麻薬の消費量と同様に増加しており、同制度が医療用麻薬の利用推進に貢献していると考えている。
- 一次回答を踏まえた提案団体の意見には、「現状制度の問題点は、同一患者に対し新規処方分しか譲渡・譲受が認められないため」等とあるが、これは誤りである。現在の麻薬小売業者間譲渡許可制度は同一患者の新規処方に限ったものではなく、同一患者で引き続き麻薬処方が必要な場合も譲渡・譲受が可能である。
- この他、小売業者間で譲渡が必要な具体的事例のご提案があれば、対応を検討したい。

ご提案に対する厚生労働省の考え方②

ご提案の内容

譲渡許可期間の延長（京都府、兵庫県）

- ・麻薬小売業者の免許期間が2年であるのに対し、麻薬小売業者間譲渡許可期間は1年間である。譲渡許可期間を、グループ内全ての業者免許期間が同じならば2年の許可とする。

提案団体からの意見

- ・薬局が増設された際の参入障壁については、参入薬局が他薬局と同じ免許期間となるよう申請することで解決するはず。
- ・麻薬譲渡許可の期間が最長1年と短く、頻繁に更新手続きを要するのが負担となることが、新たな参入の障害になると考えられる。

専門部会における主な再検討の視点

- ・軽易な「変更届」制度を創設して積極的にグループの組み直しを促すなど、障壁を解消する方向で検討すべき。

当省の考え方

提案の実現にむけて対応を検討

- 更新手続の負担軽減の観点から、譲渡許可の一部変更手続の検討と併せ、譲渡許可期間の延長を認めることを検討したい。

ご提案に対する厚生労働省の考え方③

ご提案の内容

廃棄の際の立会いを廃止（京都府、兵庫県）

- ・麻薬は、都道府県職員の立会いのもとで廃棄することとなっているが、立会いなしに廃棄ができるようにする。
- ・廃棄処理をする麻薬が増加しているなか、薬剤師にとっても負担が大きい。

提案団体からの意見

- ・医療用麻薬については、記録や薬事監視等の日常的な監視体制もあり、廃棄の立会いを無くしても適正に管理可能。

全国市長会からの意見

- ・麻薬廃棄の立会いを行いながら、薬局の立入検査を行うことができるので、現行制度は一概にマイナスイラス面ばかりとは言えない。

専門部会における主な再検討の視点

- ・立会制度が持続可能なものか検討する時期にあるのではないか。

当省の考え方

対応不可

- 今般、医師等による医療用麻薬不正施用、不正所持事案（岩手県等）、暴力団関係者による医療用麻薬不正所持事案（麻薬取締部）が発生しており、医療用麻薬が濫用の対象となっていることは明らかである。医療用麻薬にかかる刑事事件が発生している現状から、医療用麻薬の不正流通、不正使用防止の観点から、医療用麻薬管理の最終段階である廃棄においては、従前どおり都道府県職員の立会いの下、確実に廃棄すべきである。
- 都道府県職員による医療用麻薬の立入検査、その他薬事監視の際に併せて、麻薬廃棄の立会いを行う等により、効率的に対応いただいている県もある。
- 厚生労働省のマニュアルにおいて、都道府県庁に出頭しての廃棄（麻薬を持参しての廃棄）を認めているのは、あくまでも都道府県職員の立会いを前提としているもので、廃棄場所の例を示したものであり、麻薬の在庫管理、帳簿記載はこれまでどおり厳格に求められている。
- 前回ヒアリングにおいても申し上げたとおり、具体的な提案があれば随時検討するので、不正流通の防止を担保する具体的措置を提案頂きたい。

ご提案に対する厚生労働省の考え方④

ご提案の内容

麻薬取扱者の免許の期限延長（長崎県）

- ・現在、最長2年間（免許日から翌年の12月31日まで）を、最長6年間（免許日から5年後の12月31日）までに変更。
- ・年末に申請が集中し、事務処理に苦慮。

提案団体からの意見

- ・麻薬取扱免許数が年々増加している実情等を踏まえ、3年又は4年の延長を検討していただきたい。

専門部会における主な再検討の視点

- ・過去の法改正による期間延長（1年から2年）が原因となって発生した不正事案等がないのであれば、年末に集中せざるを得ない申請にかかる社会的コストを平準化する意味で、延長する期間・申請手続の仕組みを適切に検討し、実施すべきである。

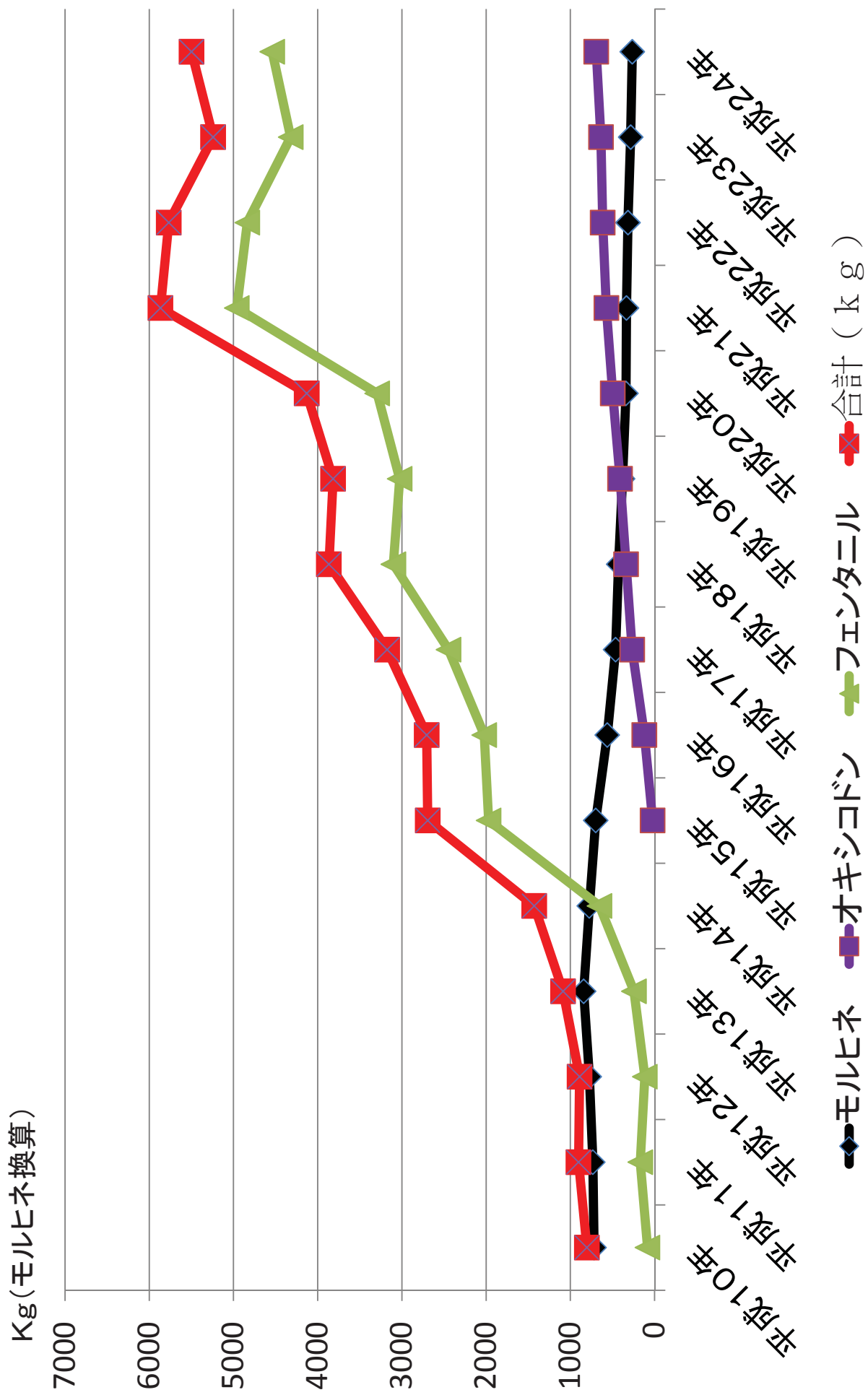
当省の考え方

提案の実現にむけて対応を検討

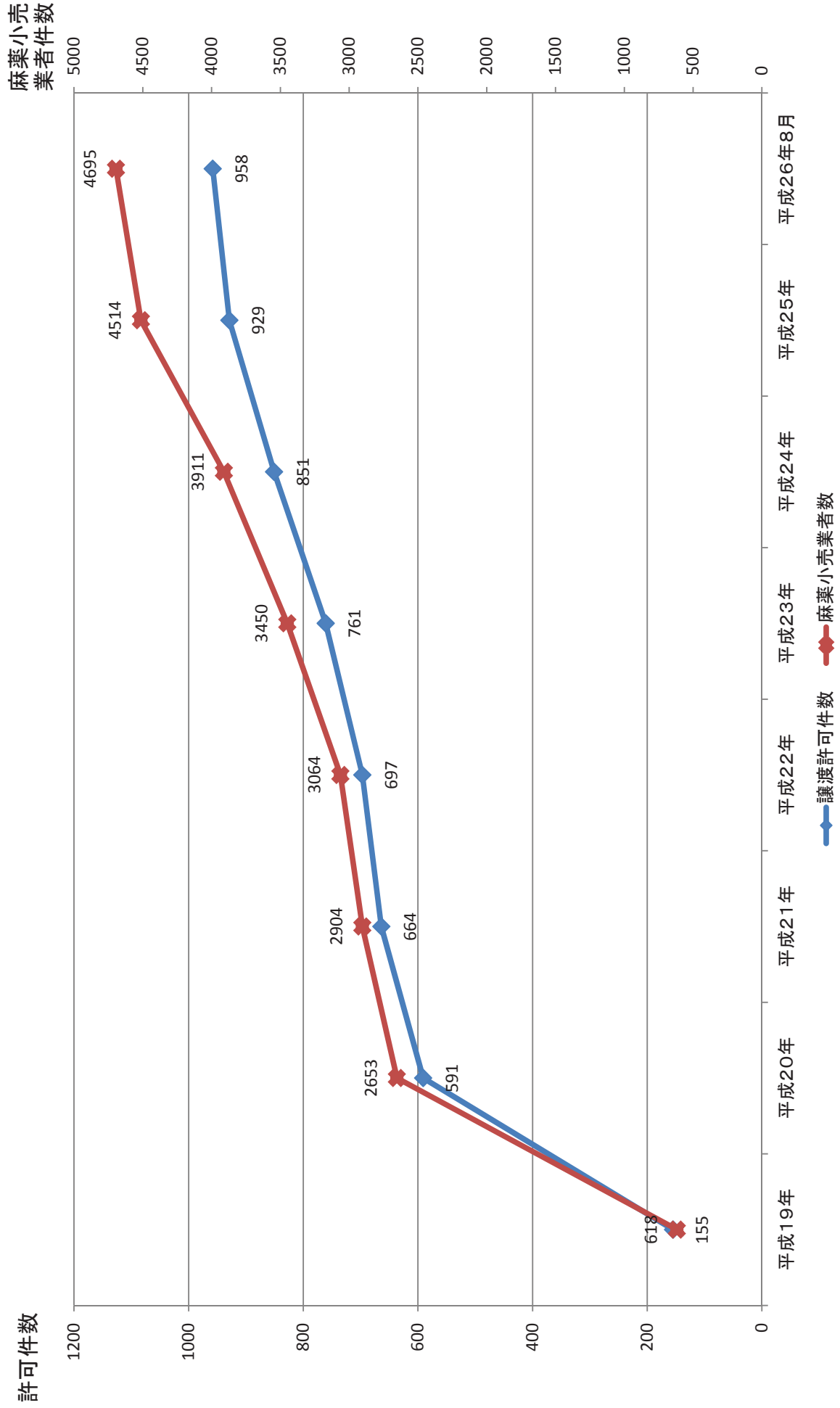
- 麻薬取扱者免許の実態把握のため、免許期間はなるべく短い方が望ましいが、ご要望を踏まえ、3年への延長を検討したい。

參考資料

医療用麻薬の消費量推移



全国における麻薬小売業者間許可件数の推移



平成25年における都道府県毎の麻薬小売業者間許可件数

麻薬小売業者間譲渡件数

譲渡許可件数

